

第 67 回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年3月27日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

議決権行使期限

2026年3月26日(木曜日)午後5時50分

場所

滋賀県長浜市港町4-17
北ビワコホテルグラツィエ
2階「アリーナ」

(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

目次

招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告書	32
株主総会参考書類	38

湖北工業株式会社

証券コード：6524

証券コード 6524
2026年3月11日

株 主 各 位

滋賀県長浜市高月町高月1623番地
湖 北 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長CEO **石 井 太**

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。本定時株主総会の株主総会参考書類等(議決権行使書用紙を除く)の内容である情報(電子提供措置事項)は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kohokukogyo.co.jp/ir/library/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所(東証)のウェブサイトでも電子提供措置を取っております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)へアクセスの上、「銘柄名(会社名)」に「湖北工業」又は証券「コード」に「6524」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認ください。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、いずれかの方法により、2026年3月26日(木曜日)午後5時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 滋賀県長浜市港町4-17 北ビワコホテルグラツィエ2階「アリーナ」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第67期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

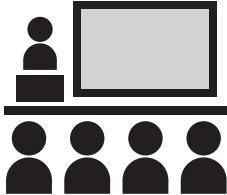
- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主に交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の以下の事項
連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ② 計算書類の以下の事項
株主資本等変動計算書、個別注記表
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

議決権行使についてのご案内

■ 当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
(受付開始 午前9時)

■ インターネットによる議決権行使



後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2026年3月26日（木曜日）午後5時50分まで

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

■ 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2026年3月26日（木曜日）午後5時50分まで

- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使させていただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

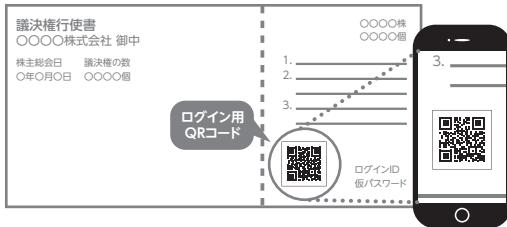
2026年3月26日（木曜日）午後5時50分締切

（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。）

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

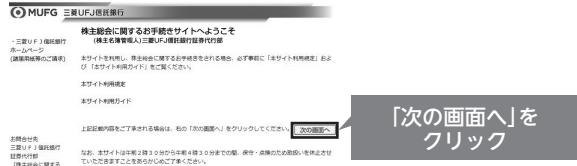
ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

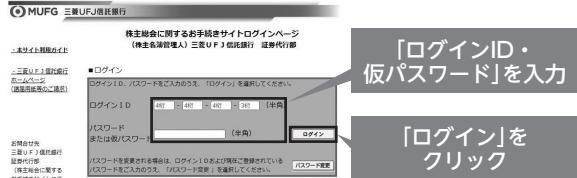
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



- 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）

（受付時間 午前9時から午後9時まで）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、日本や米国で回復傾向が続くなど明るさが見られましたが、中国や欧州では夏以降回復が鈍化するなど一進一退の状況が続きました。米国においては、前半は堅調な雇用情勢や個人消費に支えられ、景気は堅調に推移しましたが、夏以降は関税率引上げに伴う影響や景気の先行きに対する不透明感が高まり、物価上昇率の低下や雇用者数の鈍化がみられました。

中国においては、工業生産の回復や自動車販売台数の増加等、いくつかの指標が改善しましたが、個人消費の低迷や設備投資の落ち込み等により、厳しい状況が続きました。

日本においては、雇用環境の改善やインバウンド需要の拡大等により景気は緩やかな改善が続きましたが、米国通商政策による輸出の停滞等の影響や、物価上昇に伴う個人消費の伸び悩みも見られました。

電子部品業界においては、自動車市場では、日本における自動車生産がプラスに転じ、また中国でのEV販売が大きく伸びるなどしましたが、一方で欧州市場での回復は弱い状態が続き、また中国EV市場での価格競争の激化や半導体の調達難による生産調整等のプラス要因とマイナス要因が併存する状況が続きました。また、中国での不動産不況を背景にした消費の低迷等により、民生機器市場については厳しい状況が続きましたが、生成AIの普及やデータセンタ投資の活発化等により情報通信機器市場が引き続き好調に推移し、電子部品市場は全体として緩やかな回復傾向となりました。

こうした中、当社では中期経営計画の達成に向けて、リード端子事業における高付加価値製品の拡販、歩留まり改善を柱とした生産工程の効率化や不採算受注の改善、光部品・デバイス事業における次世代製品の開発や製造工程の自動化、グローバル市場における顧客サポート体制の強化等、売上拡大と収益構造の改善に継続して取り組みました。また、半導体関連市場向けに引き合いが増加している高純度石英ガラス製品（SSG®）の量産体制の構築等、中長期的な成長に向けての施策も推し進めました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高は17,454百万円(前期比9.6%増)、営業利益は4,624百万円(前期比17.4%増)、経常利益は4,547百万円(前期比6.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,992百万円(前期比8.0%減)となりました。当連結会計年度における期中平均レートは、1米ドル当たり149.62円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① リード端子事業

当連結会計年度におけるリード端子事業の売上高は8,802百万円(前期比4.7%増)、セグメント利益(営業利益)は766百万円(前期比90.0%増)となりました。

自動車用エレクトロニクス市場では、前半は昨年からの欧州自動車市場における調整が続き、また春以降は米国関税政策の影響を受けましたが、中国でのEV、PHVの普及が進むなど、全体では緩やかな回復基調となりました。一方、民生機器市場においては、中国での不動産不況の影響等により市場の調整が続きましたが、情報通信機器市場については、AIサーバー・データセンタへの投資等、IT需要の拡大により好調に推移しました。

こうした中、自動車関連市場、情報通信機器市場等を中心としたアルミ電解コンデンサの高機能化ニーズを先取りしたリード端子の高付加価値製品の拡販に注力し、採用が進みました。生産体制については、引き続き中国東莞工場での生産能力増強等、海外生産拠点における生産再編を進めたほか、各工場において歩留まり改善等の生産効率改善への取り組みを強化しました。また、収益構造の改善を加速するため、ROIC指標を用いた経営の効率化を進め、資産の圧縮と有効活用等、投下資本に対する収益改善策に努めました。加えて、高効率・高精度を実現する次世代溶接技術として、レーザー溶接技術の開発にも引き続き取り組みました。

② 光部品・デバイス事業

当連結会計年度における光部品・デバイス事業の売上高は8,651百万円(前期比15.0%増)、セグメント利益(営業利益)は3,857百万円(前期比9.1%増)となりました。

海底ケーブル向け光デバイス製品では、期初においては一部プロジェクトのスケジュール変更や小型製品への切り替えに伴う既存製品の在庫調整による短期的な調整が見られましたが、春以降売上は順次増加傾向をたどりました。また、情報通信容量の拡大ニーズを背景にした新しい海底ケーブルプロジェクトの増加や、技術革新等に対応した光アイソレータの小型製品の採用が進みました。その他の製品については、生成AIの普及拡大によるデータセンタ投資の活発化に伴い、ファラデー回転子の需給逼迫が続いたため生産能力を増強し、受注増加への対応を進めました。加えて、さらなる技術革新のニーズに対応した光デバイスの複合製品・モジュール製品の開発を進め、一部顧客へのサンプル供給を開始しました。さらに、次世代の技術革新に向けて、海底ケーブルのマルチコアファイバ化に対応した光アイソレータ、ファンイン/ファンアウト(※1)デバイス等、新製品の開発に取り組みました。

新規事業として強化を進めている高純度石英ガラス製品（SSG®）については、半導体関連の石英部品の引き合いが増加する中で、継続して拡販活動とサンプル供給に努めたほか、生産能力の増強等、将来の需要増に備えた安定供給体制の整備を進めました。そのほか、衛星光通信市場へ進出に向けて、光部品・デバイスの宇宙での環境試験や、衛星光通信における市場調査と顧客開拓に取り組みました。

※1：ファンイン/ファンアウト（製品）

マルチコアファイバの各コアとシングルコアファイバのコアを接続する光部品。「ファンイン」とは複数の入力を一つの出力にまとめること、また「ファンアウト」は一つの入力を複数の出力に分岐することです。例えば、1本の光ファイバケーブルに複数のコアを内蔵するマルチコアファイバを海底ケーブルとして使用する際、数十キロメートルごとに設置する光中継器内で、一旦シングルコアファイバへ分岐して光信号を増幅した後に再度一つの出力にまとめ直す場合に使われます。

主な事業別の売上高は次のとおりであります。

（単位：百万円）

事業内容	第66期 (2024年12月期)		第67期 (2025年12月期)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
リード端子事業	8,403	52.8%	8,802	50.4%	398	4.7%
光部品・デバイス事業	7,520	47.2%	8,651	49.6%	1,131	15.0%
合計	15,924	100.0%	17,454	100.0%	1,529	9.6%

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は生産用設備や基幹システム等に981百万円の設備投資を行いました。
なお、これらの所要資金は、自己資金で賄っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

昨今の世界経済は、日本・米国などで景気回復の動きが見られますが、中国や欧州での景気回復が鈍化するなど、地域により不安定な状況が続いています。また、世界的なインフレの動きや、米国における関税政策の影響など、先行き見通しにつきましても予断を許さない状況となっております。

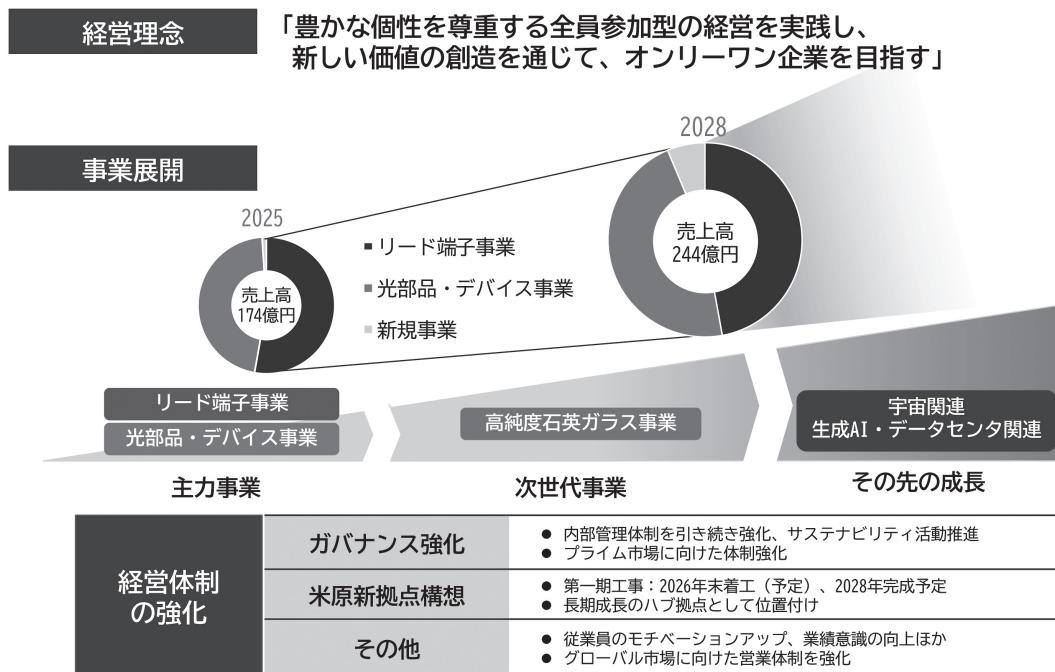
一方、当社を取り巻く経営環境は、世界の経済情勢に影響を受けながらも、生成AIの普及やデータセンタ需要の増加、自動運転技術の進化などに伴い、国家間をつなぐ情報インフラとしての海底ケーブル需要の高まりや、衛星通信技術の進化などにみられる情報化社会の高度化や、省エネルギー化を軸とした自動車革命、地球環境保全に向けた再生可能エネルギーの活用など、持続可能で安全・安心な社会の実現に向けた技術革新ニーズが高まっております。こうした環境の中で当社では、時代の流れを先取りする新技術・新製品の開発やマーケティングを進め、加えて品質や信頼性のさらなる向上、安定供給体制の確立、生産体制の効率化などへの取り組みを強化していく必要があると考えております。

かかる状況を踏まえ、当社におきましては、社会の様々なニーズに応えながら事業の安定的な成長を継続するため、長期的な視点で経営方針、経営計画を策定しております。

<中期経営基本方針>

- 市場開拓による事業規模の拡大
- 構造改革による収益力の強化
- 新たな GNT（グローバルニッチトップ）事業の創出
- 未来を担う人材の育成
- グローバル経営管理体制の強化

目指す姿・事業ポートフォリオの考え方



リード端子事業におきましては、さらなる収益構造の改善を進めるとともに、グローバル市場でのシェア拡大に努め、売上と利益の成長に邁進してまいります。

従来から、不採算製品の価格是正や、高付加価値製品の開発と採用拡大に努めてまいりましたが、AIサーバーやデータセンタ、またEVや自動運転化など、高機能化のニーズが高まるアルミ電解コンデンサ市場において、省エネルギー化や高信頼性などの技術ニーズに対応した新製品の開発を進めてまいります。また製造技術についても、レーザ溶接など次世代技術に対応した開発を進めてまいります。さらに、継続して設備総合効率の改善を主軸とした生産効率の改善を進め、自動車市場向けをはじめグローバル化が進む海外市場への営業体制を強化してまいります。

光部品・デバイス事業におきましては、引き続き主力市場である海底ケーブル向け光デバイス市場において、新製品開発と売上の拡大に努めてまいります。海底ケーブル市場においては、生成AIやIoTの進化などの情報通信の増大を背景として、海底ケーブルにおける通信容量の拡大に向けた技術進化が進む中で、新製品開発力を強化してまいります。また、次世代技術として普及が見込まれるマルチコアファイバ技術に対応したデバイスの開発など、中長期での成長に向けた研究開発を進めてまいります。

現在の主力2事業に続く第三の成長事業の育成として、コア技術を活かした新しい事業分野への取り組みも積極化してまいります。これまで開発を進めてきた当社独自のスラリーキャスト法を用いた高純度石英ガラス製品（SSG®）については、半導体関連、光ファイバ関連の市場からの引き合いが増加しており、本格的な量産体制の構築に取り組んでまいります。さらに、衛星通信分野や、生成AI・データセンタ分野への取り組みを強化してまいります。これまで培ってきた高品質・高信頼性製品の強みを活かすとともに、企業買収・事業提携などによる技術補完やマーケティング力強化についても積極的に取り組んでまいります。

こうした中長期の成長を支える経営体制作りとして、新しいビジネス拠点の整備や従業員のキャリアアップ制度の充実など、人材確保と長期人材育成への仕組み作りを進めてまいります。さらに、ガバナンスの強化や社会貢献など非財務に関する活動を引き続き強化し、持続可能な社会実現への貢献と、さらなる企業価値の向上に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第64期 (2022年12月期)	第65期 (2023年12月期)	第66期 (2024年12月期)	第67期 (2025年12月期)
売上高	15,673百万円	13,472百万円	15,924百万円	17,454百万円
経常利益	4,443百万円	3,152百万円	4,856百万円	4,547百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	3,066百万円	1,904百万円	3,252百万円	2,992百万円
1株当たり当期純利益	115.38円	70.55円	120.50円	114.73円
総資産	24,285百万円	24,973百万円	28,684百万円	28,319百万円
純資産	18,296百万円	20,059百万円	23,430百万円	23,441百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益は小数点2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 第65期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第64期についても百万円単位で表示しております。
4. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第64期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の代表取締役社長である石井太氏は、当社の親会社等に該当しております。当社は、当期における個別注記表において注記を要する取引として、石井太氏から自己株式を1,100,000株取得した取引があります。親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

I. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引にあたっては、独立社外取締役並びに独立社外監査役で構成される特別委員会を設置し、当該取引の事業上の必要性及び合理性並びに取引条件の妥当性について十分に検討を行いました。また、公正な市場価格での取引とすることを担保するための措置として、当該取引は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を利用し、取得日前日の株価終値による買付の方法で行いました。

II. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記I.記載の特別委員会の検討の結果を踏まえた答申を得た上で、石井太氏が当該取引の議案の審議及び決議に参加せずに多面的な議論を経て、最終的な意思決定を行っており、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

III. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE. LTD.	6,100 千シンガポールドル	100.0%	アルミ電解コンデンサ用リード端子の販売
KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	17,500 千マレーシアリンギット	(注) 100.0%	アルミ電解コンデンサ用リード端子の製造販売
東莞湖北電子有限公司	2,500 千米ドル	(注) 100.0%	アルミ電解コンデンサ用リード端子の製造販売
蘇州湖北光電子有限公司	12,000 千米ドル	100.0%	アルミ電解コンデンサ用リード端子及び光部品・デバイスの製造販売
KOHOKU LANKA (PVT) LTD.	680,000 千スリランカルピー	100.0%	光部品・デバイスの製造
エピフォトニクス株式会社	135,789 千円	100.0%	光部品・デバイスの製造販売
EpiPhotonics USA, Inc.	10 千米ドル	(注) 100.0%	光部品・デバイスの製造販売

(注) 当社子会社が保有する持株数の出資比率を含む数値にて表示しております。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
リード端子事業	アルミ電解コンデンサ用リード端子
光部品・デバイス事業	光アイソレータ、光ファイバアセンブリ等

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社 工 場	滋賀県長浜市
KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE. LTD.	シンガポール
KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州
東 莞 湖 北 電 子 有 限 公 司	中国 広東省東莞市
蘇 州 湖 北 光 電 子 有 限 公 司	中国 江蘇省蘇州市
KOHOKU LANKA (PVT) LTD.	スリランカ カトゥナーヤカ市
エ ピ フ ォ ト ニ ク ス 株 式 会 社	神奈川県大和市
EpiPhotonics USA, Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州

(9) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,743名	173 名増

(注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用等33名を含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 108,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 25,905,502株 (自己株式94,498株を除く。)
 (注) 1. 2025年2月26日開催の取締役会決議により、2025年2月27日付で自己株式1,100,000株を取得しております。
 2. 2025年2月26日開催の取締役会決議により、2025年3月31日付で自己株式1,000,000株の消却を行っております。これにより、発行済株式総数は26,000,000株となっております。
 (3) 株主数 8,657名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
石 井 太	11,077,533株	42.76%
アイエフマネジメント株式会社	4,987,500株	19.25%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	778,800株	3.01%
THE BANK OF NEW YORK 133652	687,000株	2.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	501,700株	1.94%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 6 8 4	470,800株	1.82%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301	436,000株	1.68%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 6 1 3	310,100株	1.20%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	198,900株	0.77%
湖 北 工 業 従 業 員 持 株 会	196,103株	0.76%

(注) 大株主の当社に対する持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に対し交付した株式の状況
 当社は、当社の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
 ・取締役に交付した株式の区分別合計

区分	持株数	交付対象者数
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)	5,783株	3名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2025年12月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
石井 太	代表取締役社長CEO	光部品・デバイス事業部・品質保証室・内部監査室・特命プロジェクト宇宙産業向けデバイス事業推進 管掌 アイエフマネジメント株式会社代表取締役社長 KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE.LTD. Managing Director
北川 一 清	専務取締役CEO補佐	リード端子事業部・特命プロジェクトSG事業推進・海外営業推進室 管掌
中村 聖 二	取締役 CFO	広報・IR部・経理部・総務部・経営戦略室 管掌
澤木 聖 子	取締役 (非常勤)	滋賀大学経済学部教授 兼滋賀大学大学院経済学研究科教授
荒井 昌 幸	取締役 (非常勤)	
ディーター・ ソンマーハルダール	取締役 (非常勤)	DoSwiss Japan株式会社社長兼最高経営責任者
栗山 裕 功	取締役 監査等委員 (非常勤)	
中村 正 哉	取締役 監査等委員 (非常勤)	さざなみ法律事務所所長
高津 靖 史	取締役 監査等委員 (非常勤)	高津公認会計士事務所所長 公益社団法人京都市観光協会監事 公益財団法人国立京都国際会館監事 公益財団法人KDDI財団監事

- (注) 1. 当社は、2025年3月28日開催の第66回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査等委員会の職務を補助する使用人を配置した上で、内部統制システムを通じた組織的監査を実行することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役(監査等委員)中村正哉氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)高津靖史氏は、公認会計士の資格を有しており、会計及び財務に関する専門的な知見を有しております。
5. 取締役澤木聖子、荒井昌幸、ディーター・ソンマーハルダール、栗山裕功、中村正哉及び高津靖史の諸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 当社は、取締役澤木聖子、荒井昌幸、ディーター・ソンマーハルダール、栗山裕功、中村正哉及び高津靖史の諸氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役澤木聖子、荒井昌幸、ディーター・ソンマーハルダー、栗山裕功、中村正哉及び高津靖史の諸氏との間において、会社法第427条第1項並びに定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第1項の損害賠償責任について、責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は保険会社との間で、取締役、執行役員、子会社の役員及び重要な使用人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、及び当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新することとしております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針について、2025年3月28日開催の取締役会において決議しております。

I. 基本方針

当社の監査等委員でない取締役（社外取締役除く。）の報酬は、職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案し、株主の皆様と価値を共有する観点から、業績を反映した額とするものとし、具体的には、基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬で構成するものとします。

また、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、業務執行から独立した職務に鑑み、基本報酬のみとするものとします。

なお、監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2025年3月28日開催の第66回定時株主総会において、300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と決議されており、この範囲内で決定します。監査等委員である取締役の報酬限度額は、同じく2025年3月28日開催の第66回定時株主総会において、50百万円以内と決議されており、この範囲内で決定します。

II. 基本報酬

基本報酬は、各取締役の職務の内容及び職位を勘案して決定し、月毎に支給するものとします。

III. 賞与

賞与は、当社の事業年度ごとの営業利益等を踏まえて支給総額を決定した上、対象となる各取締役への具体的な配分は、その管掌部門の実績、成果等に対する評価や職位等を勘案して個別に決定し、年に1回又は2回に分けて支給するものとします。

IV. 譲渡制限付株式報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を導入しています。譲渡制限付株式報酬は、2025年3月28日開催の第66回定時株主総会にて、上記基本方針に示した監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠にて、総額年額30百万円以内の金銭債権を支給した上、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることにより、これを行うものと決議されています。対象となる各取締役への具体的な譲渡制限付株式報酬の配分は、上記の範囲内にて、その担当部門の実績、成果等に対する評価を勘案して個別に決定し、年に1回支給するものとします。

V. 個人別の報酬等の決定手続

当社は、個人別の報酬等の決定手続の客観性及び透明性を担保するため、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しています。個人別の報酬等の決定は、この指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会にて決定するものとします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2025年3月28日開催の第66回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の員数は6名（うち社外取締役は3名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2025年3月28日開催の66回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の員数は3名です。

また、上記報酬とは別に、2025年3月28日開催の第66回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額30百万円以内で支給することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当社は、2025年3月28日開催の取締役会決議にて、代表取締役社長である石井太氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額を決定することを一任しております。

その権限の内容は、個人別の報酬等の全部に関する内容の決定となります。各取締役の職務の内容、職位及び実績・成果等を判断するには代表取締役社長が最も適していることから、当該権限を委任しております。

また、代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、個人別の報酬を算定していることから、恣意的な決定がなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

したがって、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会の決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞 与	譲渡制限付 株式報酬	業績連動報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	117 (9)	72 (9)	34 (-)	9 (-)	- (-)	10 (4)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	14 (14)	14 (14)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	2 (1)	2 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計	134	89	34	9	-	16

- (注) 1. 上記には、2025年3月28日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、社外取締役1名、監査役1名、非常勤監査役2名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に役員賞与として役員賞与引当金に計上した次の金額を含んでおります。
取締役 3名 34百万円
4. 当社は、非金銭報酬として当社取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「2.会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役澤木聖子氏は、滋賀大学経済学部教授兼滋賀大学大学院経済学研究科教授に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役ディーター・ソンマーハルダー氏は、DoSwiss Japan株式会社社長兼最高経営責任者に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）中村正哉氏は、さざなみ法律事務所所長に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）高津靖史氏は、高津公認会計士事務所所長、公益社団法人京都市観光協会監事、公益財団法人国立京都国際会館監事、公益財団法人KDDI財団監事に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	地位	主な活動状況
澤木聖子	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。大学教員としての経営学の研究教育に長く従事している経験と知見から、適宜発言を行っております。
荒井昌幸	社外取締役	2025年3月の就任後に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。海外大学での研究活動や英国大使館の上席商務官としての国際的な経験と見地から、適宜発言を行っております。
ディーター・ソンマーハルダー	社外取締役	2025年3月の就任後に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。国際的な金融機関等における財務経験や企業経営者としての経験と見地から、適宜発言を行っております。
栗山裕功	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席（うち3回は社外取締役として出席）、監査等委員会11回のうち10回に出席いたしました。企業経営者としての経験と知見から適宜発言を行うほか、監査等委員会委員長として内部統制システム構築等についても助言・提言を行っております。
中村正哉	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席（うち3回は社外監査役として出席）、監査役会3回全てに出席、監査等委員会11回全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
高津靖史	社外取締役 (監査等委員)	2025年3月の就任後に開催された取締役会13回のうち12回に出席、監査等委員会11回全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

(注) 当社は、2025年3月28日開催の第66回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 48百万円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 48百万円

(注) 1. 当社の監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業内容や事業規模に適切であるかについて検証を行い、会計監査人の報酬が妥当であると判断し、同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性、監査遂行状況、継続監査期間、監査報酬の水準その他諸般の事情を総合的に考慮し、当該会計監査人が監査を続けることが不適切であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該決定に基づき株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

A. 業務の適正を確保するための体制

I. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「行動規範」において、取締役・使用人が適正な業務執行を行うための規範を示す。
- ② 組織関係規程及び各種業務規程等の社内規程を定め、諸規程に基づく業務運営を行う。
- ③ 業務執行に際しては教育・啓蒙を行い、その執行を適切に監督する。問題があった場合には「就業規則」等に則り適正に処分する。
- ④ 業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を設け、適正に運用する。
- ⑤ 業務執行の適正性を、監査等委員会監査、内部監査、及び会計監査を通じて確認し、被監査部門にフィードバックを行うとともに、取締役会又は代表取締役社長に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- ⑥ 取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置し、監査等委員でない取締役の指名及び報酬の決定に係る公正性、透明性、客観性を高める。
- ⑦ 反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求には応じず、資金提供は絶対に行わない。

II. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内諸規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント規程」を制定し、リスク管理体制を構築、運用する。
- ② 事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適正な情報伝達と緊急時に対応が可能な体制を整備する。
- ③ 「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役社長及び監査等委員会に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

IV. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び諸規程に基づき、重要事項について審議・決定を行う。
- ② 取締役会は経営の効率化及び迅速化を図るべく、必要な業務執行の決定を取締役に委任し、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの業務執行における責任者及びその責任、職務権限項目、手続の詳細について定める。
- ③ 業務執行の決定の委任を受けた取締役の諮問機関として位置づける経営会議において、取締役からの諮問事項に対して適時適切な審議を行い、取締役に答申する。
- ④ 中期経営計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、効率的かつ効果的な業務執行を行う。
- ⑤ 執行役員制度を導入し執行役員の責任等を明確にした上で、執行役員は経営会議に出席し業務執行方針等の審議に参画すること等により迅速かつ適切な経営を行う。

V. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営管理は、当該企業の自主性を尊重しつつも、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対する事業内容の定期的な報告と重要案件の協議・決裁を通じて行う。
- ② 内部監査室は、当社及び子会社の業務の適正性のモニタリングを行う。

VI. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する当社の監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会が必要とした場合は、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととする。
- ② 当該使用人は、監査等委員会より受けた業務に関し、監査等委員でない取締役などの指揮命令に服さない。
- ③ 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は予め監査等委員会の同意を要するものとする。

Ⅶ. 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員でない取締役は、監査等委員が出席する取締役会等の重要な会議において、担当する業務の執行状況を報告することとする。
- ② 当社グループの監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法的事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項が発生した場合には、その内容を速やかに報告するものとする。
- ③ 監査等委員会は、いつでも当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ④ 監査等委員会に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

Ⅷ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

Ⅸ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員でない取締役は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査の内容についての情報交換が十分に行える体制を整えることとする。
- ② 監査等委員と代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催する。
- ③ 監査等委員会は内部監査室に対し必要に応じて調査を求めることができ、監査の実効性を確保すべく内部監査室との連携を強化する。

B. 運用状況

I. コンプライアンスに対する取り組みの状況

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的で開催しコンプライアンス教育等の施策を企画し推進するほか、内部監査室等によりコンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス経営を進めています。

II. 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会にてリスク管理について検討するほか、経営会議等にて当社グループの状況を適時適切に把握し協議しております。また、文書管理規程に則り適切な文書の扱いに努めております。

III. 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取り組みの状況

当社は、経営会議等を定期的に、また必要に応じて適時に開催し、機動的な業務執行を行っております。

取締役会は、原則月1回以上は開催し、非常勤取締役も出席し活発な意見交換がなされております。

IV. 当社グループにおける業務の適正性に対する取り組みの状況

関係会社管理規程や職務権限規程に則り運営するほか、当社取締役による定期的な訪問や内部監査室による往査により一体感のある経営に努めております。

V. 監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取り組みの状況

監査等委員会は取締役である監査等委員3名で構成され、原則毎月1回は開催され、監査に関する意見交換、協議・決議を行っております。

また、監査等委員会委員長は随時に代表取締役社長と意見交換し、内部監査室とも連携の上、コンプライアンス状況等の把握に努めています。

Ⅵ. 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係に対する基本方針として「行動規範」第10条において、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しない。」と定めております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記「行動規範」を当社の役職員へ周知・徹底し、反社会的勢力との関係排除に向けた企業倫理の浸透に取り組んでおります。

具体的な整備の状況は、以下のとおりであります。

(a) 対応総括部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務部総務課と定め、総務部長を不当要求防止責任者としております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、「クレーム処理マニュアル」第5条に基づき、総務課長が対応する体制を整備しております。

(b) 取引先等の調査

当社は、新規取引開始において、「反社会的勢力対応規程」第7条に基づき、日経テレコン等を利用して反社会的勢力との関連がないか調査を行っております。

調査の結果、反社会的勢力との関連がある場合、又は反社会的勢力との関連がないと結論付けるだけの確証が得られない場合には、取引等を行わないこととしております。

また、取引先との契約締結時は、契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込むこととしております。

(c) 株主、取締役等の調査

当社の一定の範囲の株主についても、取引先等と同様に日経テレコン等を利用して、反社会的勢力との関連がないか調査を行っております。また、取締役についても、必要に応じて調査資料の提出を求めるなど調査を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) サステナビリティに関する考え方

I. サステナビリティ基本方針

当社グループは「豊かな個性を尊重する全員参加型の経営を実践し、新しい価値の創造を通じて、オンリーワン企業を目指す」という経営理念のもと、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するとともに、中長期的な視点で企業価値の向上を目指していきます。また、サステナビリティ推進に関しては、「環境」「社会」「ガバナンス」を軸として、当社グループが特定したマテリアリティに重点的に取り組み、責任あるサステナビリティ経営を実践していきます。

II. パーパス

「新しい価値の創造を通じて、安心・安全・快適な社会の実現に貢献する。」

III. マテリアリティ

マテリアリティ<環境>	
気候変動への対応	当社では、本社・工場などの拠点において、太陽光発電など再生可能エネルギーを導入し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでおります。また、部門別に温室効果ガスの削減に向けて管理項目と目標値を設定し、対策に取り組んでおります。
環境配慮型製品の開発	当社はこれまで培ってきた技術を基に環境配慮型製品を開発し、お客さまも含めた環境に対する目標の達成を実現してまいります。

マテリアリティ<社会>	
ダイバーシティ・エクイティ & インクルージョン(DE&I)の推進	多用性を尊重し、個々に応じた公平な機会を提供できる企業文化の醸成を目指します。
人材育成 従業員のウェルビーイング向上と労働安全の推進	社会のニーズを先取りし、生き生きとやりがいをもって新しいチャンスに果敢に取り組める人材の育成を目指します。 従業員の心身の健康と安全に配慮し、社員一人ひとりが能力を発揮して成長の喜びを感じられる職場環境を構築します。
地域コミュニティへの貢献	社会に貢献するモノづくりに加え、地域の環境保全、資源の循環、文化貢献など、さまざまな地域の活動を支援します。

マテリアリティ<ガバナンス>【社会還元・利益創出の視点】	
経営の透明性・健全性の向上	経営環境の変化に迅速に対応する経営体制を構築するため、多様なスキルと経験を持つ社外取締役を活用してコーポレートガバナンスの強化を図り、持続的な企業価値の向上を目指します。
サステナビリティ経営の推進	社会から求められるサステナビリティ活動への期待を踏まえた、当社に最適なサステナビリティ経営体制を構築します。
リスクマネジメントの強化	当社を取り巻く外部環境は常に大きく変化しているため、当社が抱えるリスクの抽出と、それに対するアクションプランの策定を行い、持続的な企業価値の向上を目指します。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,027	流 動 負 債	2,584
現金及び預金	8,517	買掛金	961
受取手形、売掛金及び契約資産	4,144	リース債務	133
電子記録債権	1,179	未払金	421
有価証券	400	未払法人税等	604
製品	956	賞与引当金	76
仕掛品	455	役員賞与引当金	34
原材料及び貯蔵品	978	その他	352
その他	395	固 定 負 債	2,293
固 定 資 産	11,291	リース債務	1,920
有 形 固 定 資 産	8,132	繰延税金負債	148
建物及び構築物(純額)	1,406	退職給付に係る負債	149
機械装置及び運搬具(純額)	2,930	資産除去債務	69
工具、器具及び備品(純額)	745	その他	5
土地	756	負 債 合 計	4,877
リース資産(純額)	1,853	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	438	株 主 資 本	21,063
無 形 固 定 資 産	759	資本金	350
投 資 そ の 他 の 資 産	2,400	資本剰余金	3,397
投資有価証券	1,952	利益剰余金	17,528
繰延税金資産	236	自己株式	△213
その他	210	その他の包括利益累計額	2,377
		その他有価証券評価差額金	67
		為替換算調整勘定	2,309
		純 資 産 合 計	23,441
資 産 合 計	28,319	負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,319

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,454
売 上 原 価		9,842
売 上 総 利 益		7,611
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,987
営 業 利 益		4,624
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	127	
そ の 他	23	150
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	88	
為 替 差 損	112	
そ の 他	26	227
経 常 利 益		4,547
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	155	155
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4	
減 損 損 失	310	314
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,387
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,414	
法 人 税 等 調 整 額	△19	1,394
当 期 純 利 益		2,992
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,992

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,759	流動負債	2,361
現金及び預金	5,119	買掛金	1,417
電記簿価	1,179	未払金	226
売掛金	2,984	未払費用	59
仕入掛金	400	未払法人税等	489
原材料及び貯蔵品	261	賞与引当金	63
前払費用	64	役員賞与引当金	71
前払費用	249	固定負債	166
関係会社短期貸付金	53	退職給付引当金	91
未収入金	22	資産除去債務	69
その他	874	長期預り金	5
	421	負債合計	2,527
	128	(純資産の部)	
固定資産	9,971	株主資本	19,134
有形固定資産	2,589	資本金	350
建物(純額)	572	資本剰余金	3,397
構築物(純額)	91	その他資本剰余金	3,397
機械及び装置(純額)	187	利益剰余金	15,600
車両運搬具(純額)	0	利益準備金	87
工具、器具及び備品(純額)	642	その他利益剰余金	15,512
土地	756	繰越利益剰余金	15,512
建設仮勘定	338	自己株式	△213
無形固定資産	648	評価・換算差額等	67
借地権	5	その他有価証券評価差額金	67
ソフトウェア	18		
ソフトウェア仮勘定	623		
その他	1		
投資その他の資産	6,732	純資産合計	19,202
投資有価証券	1,952		
関係会社株	3,644	負債・純資産合計	21,730
出資	0		
関係会社長期貸付金	1,353		
長期前払費用	5		
繰延税金資産	155		
その他	133		
貸倒引当金	△512		
資産合計	21,730		

損 益 計 算 書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,379
売 上 原 価		6,437
売 上 総 利 益		5,941
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,299
営 業 利 益		3,641
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	182	
受 取 配 当 金	163	
そ の 他	5	351
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
為 替 差 損	120	
そ の 他	7	128
経 常 利 益		3,864
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	18	
補 助 金 収 入	155	173
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	0	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	132	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	512	645
税 引 前 当 期 純 利 益		3,393
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,201	
法 人 税 等 調 整 額	△42	1,159
当 期 純 利 益		2,234

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

湖北工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 中 田 信 之

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 木 戸 脇 美 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、湖北工業株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、湖北工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

湖北工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田信之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木戸脇美紀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、湖北工業株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。なお、監査等委員会設置会社に移行する前の2025年1月1日から2025年3月28日までの監査については、当時の各監査役が実施した監査内容を引継ぎ、その内容を確認のうえ当事業年度の監査報告といたしております。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及びその他の規程の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月18日

湖北工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 栗山裕功 ㊟

監査等委員 中村正哉 ㊟

監査等委員 高津靖史 ㊟

(注) 監査等委員栗山裕功、中村正哉及び高津靖史は、会社法第2条第15号及び第331条6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営基盤の強化と中長期的な安定配当の継続とのバランスを勘案し、下記のとおりになしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金33円00銭 総額854,881,566円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1	<p>いし い ふとし 石 井 太 (1958年8月21日生)</p> <p>再任</p>	<p>1981年4月 日本鉱業(株)(現 JX金属(株))入社 1995年4月 当社入社 1998年3月 当社常務取締役 1999年3月 当社代表取締役副社長 1999年3月 アイ・エス・エンジニアリング(株) (現 アイエフマネジメント(株)) 代表取締役社長(現任) 2000年3月 当社代表取締役社長 2001年4月 KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE.LTD. Managing Director(現任) KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Managing Director 2002年6月 蘇州湖北光電子有限公司董事長 2012年10月 東莞湖北電子有限公司董事長 2015年2月 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Managing Director 2025年3月 当社代表取締役社長CEO(現任)</p>	<p>16,065,033株 (資産管理会社 保有分を含む)</p>
<p>〈取締役候補者とした理由〉 石井太氏は、長年にわたる代表取締役の豊富な経験と、リード端子業界及び光部品・デバイス業界において幅広く深い見識を備えております。これらの経験・知見に基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。引き続き当社グループ経営の推進と経営の監督を遂行できると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の普通株式数
2	きた がわ かず きよ 北 川 一 清 (1958年2月10日生) 再任	1981年4月 湖北町役場(現 長浜市役所)入庁 1985年8月 当社入社 2004年3月 当社取締役支援本部長 2012年10月 東莞湖北電子有限公司董事 2016年9月 KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Director 2017年9月 蘇州湖北光電子有限公司董事總經理 2019年8月 当社常務取締役執行役員 2022年2月 蘇州湖北光電子有限公司董事長 2022年3月 当社専務取締役執行役員 2022年4月 当社リード端子営業部部长 2024年8月 東莞湖北電子有限公司董事長 2025年3月 当社専務取締役CEO補佐(現任) 2026年1月 当社専務執行役員(現任) 当社リード端子事業部長(現任)	60,375株
〈取締役候補者とした理由〉 北川一清氏は、業務執行経験が豊富であり、当社の海外子会社社長経験と幅広い知識に基づき、企業価値向上のための事業の拡大を推進しております。引き続きその豊富な経験と知識を経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。			
3	なか むら せい じ 中 村 聖 二 (1965年8月6日生) 再任	1990年4月 野村證券(株)入社 2016年8月 同社京都支店 企業金融統括部長 2020年4月 同社京都企業金融部長 2022年4月 同社金融犯罪対策部 総務審理IBグループ エグゼクティブ・ディレクター 2024年4月 同社コンプライアンス管理部 総務審理IBグループ エグゼクティブ・ディレクター 2024年9月 当社入社 総務部付次長 2025年1月 当社執行役員総務部特命担当部長 2025年3月 当社取締役CFO(現任)	1,187株
〈取締役候補者とした理由〉 中村聖二氏は、大手金融機関において企業金融部長等を歴任し、財務・資本戦略およびガバナンスに関する豊富な経験と高度な専門性を有しております。入社後は、資本コストやROICを意識した経営の推進においても重要な役割を果たしていることから、引き続き企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の普通株式数
4	さわ き しょう こ 澤 木 聖 子 (1965年6月12日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立	1996年10月 名古屋大学講師(非常勤研究機関研究員) 1997年4月 日本学術振興会特別研究員PD 1997年12月 滋賀大学経済学部講師 1999年4月 滋賀大学経済学部助教授 2000年4月 滋賀大学経済学部助教授 兼滋賀大学大学院経済学研究科助教授 2007年4月 滋賀大学経済学部教授(現任) 兼滋賀大学大学院経済学研究科教授(現任) 2023年3月 当社取締役(現任)	0株
<p>〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉</p> <p>澤木聖子氏は、人的資源管理や異文化間マネジメント等の経営学の教育、研究に従事されております。その豊富な知識と経験を当社の経営に反映いただくことが、取締役会の機能強化に資すると判断し、社外取締役候補者としております。引き続き、その豊富な知識及び経験から、取締役会の機能強化に貢献していただくことを期待します。</p>			
5	あら い まさ ゆき 荒 井 昌 幸 (1959年11月3日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立	1989年1月 オランダフィリップス入社 1991年2月 英国Nottingham大学にて研究 1996年11月 英国Cambridge大学にて研究 1998年4月 英国アルプステクノロジーセンター入社 2010年1月 並木精密宝石(株)入社 2017年11月 大智化学産業(株)入社 2020年2月 英国大使館 ビジネス・通商部テクノロジー 担当上席商務官 2025年3月 当社取締役(現任)	0株
<p>〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉</p> <p>荒井昌幸氏は、海外の大学で研究活動を行い、その後、英国大使館で上席商務官として勤務するなど、高い専門性を有するとともに、国際的な視野と豊富な経験を持ち、グローバルビジネスの展開に貢献してきました。新しい業務を展開する上で、荒井氏の専門知識と経験は不可欠であり社外取締役候補者としております。引き続き、その国際的な視点と豊富な経験から、取締役会の機能強化に貢献していただくことを期待します。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
6	ディーター・ ソンマーハルダー (1961年12月8日生) 再任 社外 独立	1983年4月 スイス銀行入行 1987年1月 クレディスイス 本社アジア地域部門貸付担当役員 1996年1月 クレディスイス銀行 東京支店貿易財務部長 1997年11月 グレイプッシュェル貿易(株) 社長兼最高経営責任者 2005年9月 UBS銀行 大阪支店副支店長 2023年5月 DoSwiss Japan(株) 社長兼最高経営責任者(現任) 2025年3月 当社取締役(現任)	0株
<p>〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉</p> <p>ディーター・ソンマーハルダー氏は、国際的な金融機関等において財務のみならず企業経営に豊富な経験があり、当社のグローバルな展開を推進していくことにおいてその経験とネットワークは不可欠であり社外取締役候補者としております。引き続き、国際的な経験のみならず、多様な視点で取締役会の機能強化に貢献していただくことを期待します。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石井太氏は、当社の親会社等に該当します。同氏は同氏の子会社等であるアイエフマネジメント(株)において代表取締役社長、KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE.LTD.においてManaging Directorの地位にあります。また、過去10年間においては、KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Managing Director、蘇州湖北光電子有限公司董事長、東莞湖北電子有限公司董事長、KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Managing Directorを兼務しておりました。
3. 澤木聖子氏、荒井昌幸氏及びディーター・ソンマーハルダー氏は社外取締役候補者であります。
4. 澤木聖子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。また、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 荒井昌幸氏及びディーター・ソンマーハルダー氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。荒井昌幸氏及びディーター・ソンマーハルダー氏は過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 澤木聖子氏、荒井昌幸氏及びディーター・ソンマーハルダー氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
7. 非業務執行取締役との責任限定契約の内容
当社は、定款の定めのとおり取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができ、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。当社は、澤木聖子氏、荒井昌幸氏及びディーター・ソンマーハルダー氏との間で上記責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、各氏との間で同等の内容の契約を継続する予定です。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合は、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

(ご参考) スキルマトリックス

第2号議案承認後の当社取締役の専門性・経験の一覧

氏名	地位	専門性・経験						
		企業経営	製造・技術・ 研究開発・品質	営業・ マーケティング	グローバル経験	法務・ リスクマネジメント	財務・会計・ 金融・資本市場	サステナビリティ・ 人事・労務・人財
石井 太	代表取締役社長CEO	○	○	○	○	○		○
北川 一清	専務取締役CEO補佐	○	○	○	○			
中村 聖二	取締役 CFO	○				○	○	○
澤木 聖子	社外取締役 (独立)				○	○		○
荒井 昌幸	社外取締役 (独立)		○	○	○			
ディーター・ ソンマーホルダー	社外取締役 (独立)	○		○	○		○	
栗山 裕功	社外取締役 (監査等委員・独立)	○		○	○			○
中村 正哉	社外取締役 (監査等委員・独立)					○	○	○
高津 靖史	社外取締役 (監査等委員・独立)					○	○	○

(注) 上記一覧表は各取締役の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

以上

株主総会会場 ご案内略図



開催場所

北ビワコホテルグラツィエ
2階「アリーナ」
滋賀県長浜市港町4-17

交通

JR長浜駅 徒歩11分

[送迎バスもご用意しております。]

送迎バス乗降場所 … JR長浜駅 西口(琵琶湖口)

長浜駅改札(2階)を出て西口へ、エスカレーターまたはエレベーターで1階に下りてすぐのところにホテル送迎バス乗り場看板があります。
マイクロバスが来ますので、乗り場の前でお待ちください。
株主総会当日は下記の時間で運行します。

送迎バス運行時間 … 午前9時5分発/午前9時20分発/
午前9時35分発/午前9時50分発



湖北工業株式会社

〒529-0241 滋賀県長浜市高月町高月1623番地



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。